

## 益田市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和3年(2021)2月22日(水) 13:30~15:00  
開催場所 市役所 3階 大会議室
  
2. 出席 農業委員(15名)  
1番 又賀 保    2番 大畑 美里    3番 須藤 寿人    4番 吉村 太  
5番 大庭 清    6番 御神本康一    7番 田中 綾    8番 佐原 晃子  
9番 北條 義洋    10番 篠原 栄次    11番 谷本 大輔    13番 柳田 継男  
14番 豊田 浩    15番 宮川 有衣    16番 西川 友史
  
3. 欠席 農業委員(1名)  
12番 豊田 志摩
  
4. 出席 農地利用最適化推進委員(20名)  
増野 六彦                      田ノ上武夫                      澁谷 記幸                      澤江 浩一  
山根 健治                      寺戸 康人                      田原 勝美                      野村 浩三  
永見 浩二                      河野 正憲                      領家 耕一                      和崎 恒義  
椋木 昭雄                      潮 好介                      中島秀一郎                      宮内 英之  
椋木 孝光                      岡崎 定佳                      渡邊 豊孝                      三浦 和頭
  
5. 欠席 農地利用最適化推進委員(4名)  
三浦 尚人                      寺戸豊太郎                      豊田 繁雄                      河野 光好
  
6. 提出議案  
議第 37号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第 38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議第 39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議第 40号 農地でないことの確認について  
議第 41号 農用地利用集積計画の決定について  
議第 42号 特定農用地利用規定の認定に係る意見について  
議第 43号 農地等権利移動制限特例区域設定の解除について  
議第 44号 令和3年度農作業受委託標準料金の設定について  
報第 38号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について  
報第 39号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について  
報第 40号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について  
報第 41号 農地の埋立届出について  
報第 42号 農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する  
届出について  
報第 43号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について  
報第 44号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

7. 議事に参加した職員

伊藤局長、和田局長補佐、高橋係長、村上主事、高橋主事  
三家本美都総合支所地域振興課長補佐

8. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 8 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、15 番の宮川有衣委員、1 番の又賀保委員、よろしく願いいたします。また、本日の欠席委員は 12 番の豊田志摩委員、三浦尚人推進委員、寺戸豊太郎推進委員、豊田繁雄推進委員、河野光好推進委員です。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。議事の都合上はじめに、「議第 42 号 特定農用地利用規定の認定に係る意見について」を議題といたします。それでは農林水産課担当より説明をお願いします。</p>
<p>農林水産課</p>	<p>(農林水産課担当より説明)</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま農林水産課担当の方より説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p>
<p>柳田継男委員</p>	<p>13 番の柳田です。資料の中に一部利用権などありますが、一部は利用権設定をしていて、一部は自分で耕作をしているということですか。</p>
<p>農林水産課</p>	<p>この中で一部利用権設定とあるのは、〇〇が農地中間管理機構を通じて行っているものについてはこのように記載をしており、自分で耕作しているところもあるように理解しております。</p>
<p>柳田継男委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>会長</p>	<p>他にありませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 42 号 特定農用地利用規定の認定に係る意見について」は意見無しとしてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは意見無しといたします。</p> <p>(農林水産課担当、退席)</p> <p>次に「議第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と</p>

事務局	<p>いたします。それでは説明をお願いします。</p> <p>整理番号 1 番  本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。  土地の所在は、匹見町紙祖の田 1 筆 725 m<sup>2</sup>です。譲り渡し事由は、高齢により耕作できなくなったため、譲り受け事由は、隣接農地を所有しており、申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。  譲受人の非耕作地につきましては、現在非農地の手続きを指導しております。  農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。  ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>それでは担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
宮川有衣委員	<p>15 番の宮川です。現地確認は 2 月 12 日に西川会長、渡邊推進委員と譲受人立ち会いのもと現地確認を行ないました。〇〇の前の圃場です。今までも借りて耕作しておられたそうです。この度、譲渡人が高齢になり、管理が出来ないということで、耕作しておられた譲受人に使ってもらいたいとのことで今回の申請になりました。個人申請ということで、譲受人立ち会いのもと、耕作の意志確認もしており問題はないと思います。よろしく願いします。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
渡邊豊孝推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>本日は 1 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 38 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番</p>

	<p>土地の所在は、多田町の畑 2 筆 102 m<sup>2</sup>です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、進入路及び作業場で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番の又賀です。現地確認は 2 月 19 日に大畑委員と 2 名で行ないました。場所は〇〇の近くになります。この農地は〇〇年の災害により耕作が出来なくなり、復旧の際に進入路等として利用されていました。その後、農地法を知らないまま、倉庫並びに進入路として利用されていました。始末書、土地改良区の意見書も添付されており、特に問題はないと思います。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
増野六彦推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>2 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 2 番</p> <p>土地の所在は、下本郷町の畑 1 筆 119 m<sup>2</sup>です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>既に工事完了しているため資金証明の添付はありません。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番の大畑です。現地確認は 2 月 11 日に又賀委員と 2 名で行ないました。申請地は〇〇から〇〇へ向かう入り口のところになります。〇〇年から庭、駐車場として利用されています。始末書が添付されており、適当であると判断しました。</p>

会長	地元推進委員何かありますか。
増野六彦推進 委員	ありません。
会長	3番をお願いします。
事務局	<p>整理番号3番</p> <p>土地の所在は、下本郷町の畑1筆 54㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、道路及び進入路で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p> <p>雨水は、既存の側溝に流します。</p> <p>既に工事完了しているため資金証明の添付はありません。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
大畑美里委員	2番の大畑です。現地確認は2月11日に又賀委員と2名で行ないました。申請地は整理番号2番の場所の隣です。同じく〇〇年から道路、進入路として利用されています。始末書が添付されており、適当であると判断しました。
会長	地元推進委員何かありますか。
増野六彦推進 委員	ありません。
会長	4番をお願いします。
事務局	<p>整理番号4番</p> <p>土地の所在は、中吉田町の畑2筆 414㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、貸駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p> <p>雨水は、既存の側溝に流します。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
大畑美里委員	2番の大畑です。現地確認は2月11日に又賀委員と2名で行ないました。申請地は〇〇のすぐ隣です。申請は駐車場として利用するため、周りは道路と宅地になっています。適当であると判断しました。

会長	地元推進委員何かありますか。
田ノ上武夫推進委員	ありません。
会長	5 番をお願いします。
事務局	<p>整理番号 5 番  土地の所在は、市原町の畑 1 筆 6,603 m<sup>2</sup>の内 1.87 m<sup>2</sup>です。  農用地区域内農地です。  転用目的は、太陽光発電施設で、農用地区域内農地ですが、営農型太陽光発電設備で一定の要件を満たす場合、10 年以内の一時的な利用ができることとなっております。  排水は、既存の側溝に流します。  資金証明については、通帳の写しが添付されています。  ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
豊田浩委員	14 番の豊田です。現地確認は 2 月 12 日に椋木推進委員と行ないました。場所は市原町の〇〇です。〇〇栽培をされており、土地改良区の意見書もついており特に問題はないと思います。
会長	地元推進委員何かありますか。
椋木孝光推進委員	ありません。
会長	そういたしますと、整理番号 5 番につきましては営農型太陽光発電施設として転用案件が出ております。新任の委員さんにとって初めての案件となりますので、事務局の方から制度について改めて説明をお願いします。
事務局	(事務局より説明)
会長	ただいま事務局より営農型太陽光発電施設について説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。
会長	一つよろしいでしょうか。販売実績については無くてもいいのですか。
事務局	販売実績についても規定があります。同年の地域の平均的な単収と比較して概ね 2 割以上減収していないか、ということがあり県へ報告する際には含めて報告しております。もし減収等があり、営農型発電が認められないとい

	うことであれば県から指導があることになっています。
会長	申請人は今まで問題なく営農してきたという理解でよろしいですか。
事務局	〇〇を栽培しておられますが、減収等なく順調にされています。
会長	分かりました。  4条関係につきまして本日は5件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。  それでは無いようですので採決いたします。「議第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。  (はい、の声)  それでは許可といたします。次に「議第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。
事務局	整理番号1番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、七尾町の畑2筆 257㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。 資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
大畑美里委員	2番の大畑です。現地確認は2月11日に又賀委員と2名で行ないました。申請地は〇〇と〇〇の間に位置します。申請は個人住宅を建てるため、排水は合併浄化槽を設置します。隣接農地の同意書が添付されており、適当であると判断しました。
会長	地元推進委員何かありますか。
増野六彦推進委員	ありません。



会長	2 番をお願いします。
事務局	<p>整理番号 2 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、昭和町の田 1 筆 640 m<sup>2</sup>です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、資材置場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。</p> <p>雨水は、既存の側溝に流します。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
又賀保委員	1 番の又賀です。現地確認は 2 月 11 日に大畑委員と 2 名で行ないました。場所は〇〇のそばです。〇〇である申請人が資材置場として利用したいとのことです。土地改良区の意見書、隣地の承諾書も出ており、特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。
会長	地元推進委員何かありますか。
増野六彦推進委員	ありません。
会長	3 番をお願いします。
事務局	<p>整理番号 3 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中島町の畑 1 筆 85 m<sup>2</sup>です。</p> <p>都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、進入路で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透及び道路側溝により処理します。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
大畑美里委員	2 番の大畑です。現地確認は 2 月 11 日に又賀委員と 2 名で行ないました。申請地は〇〇から〇〇へ向かっていった所です。申請は農地への進入路で、

	<p>適当であると判断しました。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
田ノ上武夫推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>4番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号4番          本件は、所有権移転に係る許可申請です。          土地の所在は、中島町の田1筆 618㎡です。          都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。          転用目的は、貸集合住宅で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。          排水は、公共下水道に接続します。          資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。          ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1番の又賀です。現地確認は2月11日に大畑委員と2名で行ないました。場所は中島町の〇〇になります。〇〇の集合住宅が建つ予定となっています。土地改良区の意見書、隣地の承諾書も出ており、特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
田ノ上武夫推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>5番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号5番          本件は、所有権移転に係る許可申請です。          土地の所在は、中島町の畑2筆 732㎡です。          都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。          転用目的は、貸集合住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。          排水は、公共下水道に接続します。          資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p>

	ご審議の程宜しくお願いいたします。
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
又賀保委員	1 番の又賀です。現地確認は 2 月 11 日に大畑委員と 2 名で行ないました。場所は〇〇になります。この申請も〇〇の集合住宅が建つ予定となっています。土地改良区の意見書、隣地の承諾書も出ており、特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。
会長	地元推進委員何かありますか。
田ノ上武夫推進委員	ありません。
会長	6 番をお願いします。
事務局	整理番号 6 番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま北町の畑 1 筆 738 m <sup>2</sup> です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、貸集合住宅及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
又賀保委員	1 番の又賀です。現地確認は 2 月 11 日に大畑委員と 2 名で行ないました。場所はかもしま北町で両隣には〇〇が建っています。土地改良区の意見書が出ており、特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。
会長	地元推進委員何かありますか。
田ノ上武夫推進委員	ありません。
会長	7 番をお願いします。
事務局	整理番号 7 番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、高津六丁目の畑 1 筆 460 m <sup>2</sup> です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。

<p>会長</p>	<p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>須藤寿人委員</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>会長</p> <p>須藤寿人委員</p>	<p>3 番高津地区の須藤です。現地確認は 2 月 13 日に澁谷推進委員と 2 人で行ないました。場所は〇〇がありますが、その裏側になります。周りは住宅に囲まれていまして、ポツンと空き地があるような状態の農地です。土地改良区の意見書も添付されており、問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p> <p>澁谷記幸推進委員</p> <p>会長</p>	<p>地元推進委員何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>8 番ですが議事参与にあたる委員がおられるので退席をお願いします。</p> <p>(〇〇、退室)</p> <p>それでは 8 番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 8 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、山折町の畑 1 筆 649 m<sup>2</sup>です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p> <p>吉村太委員</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>4 番の吉村です。現地確認は 2 月 11 日に山根推進委員と 2 名で行ないました。場所は〇〇から〇〇を〇〇へ 100m ほど行った所になります。周辺の田んぼを全て〇〇が耕作されており、宅地にされても水等影響はないため、問題</p>

<p>会長</p>	<p>ないと思います。</p> <p>それでは8番について先に採決いたします。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。整理番号8番については原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは許可といたします。</p> <p>(〇〇、入室)</p> <p>それでは9番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号9番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、美都町仙道の畑1筆 193㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、既存の側溝に流します。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>田中綾委員</p>	<p>7番の田中です。2月15日に佐原委員、寺戸推進委員、西川会長、事務局と現地確認を行ないました。場所は〇〇のすぐ近くです。道路に隣接していて、周囲に農地はなく駐車場等のスペースにしたいということです。問題はないと思います。ご審議の方よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>10番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号10番</p> <p>本件は、使用貸借権の設定に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、美都町仙道の畑1筆 1,400㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地</p>

	<p>であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、事務所で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
田中綾委員	<p>7番の田中です。2月15日に佐原委員、寺戸推進委員、西川会長、事務局と譲受人立ち会いのもと現地確認を行ないました。場所は〇〇に隣接した場所です。〇〇などが植わっていますが、そこを整地され〇〇をつくるため、事務所や駐車場等として利用されるそうです。〇〇年間の利用期間が設けられていますが、〇〇年後に返還される場合はきちんと更地にして返すといった契約が結ばれており、問題はないと思います。ご審議の方よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>本日は10件です。先にご審議頂いた8番を除きまして、ただいま説明がありました。何かご意見やご質問などございませんか。</p>
北條義洋委員	<p>10番ですが、〇〇とはどのような事をするのでしょうか。またどうして〇〇年なのでしょう。</p>
田中綾委員	<p>新しい試みなので、ひとまず〇〇年で借り受けて、うまくいけばそのまま継続されるんだと思います。〇〇というのは〇〇するといった事業です。</p>
北條義洋委員	<p>分かりました。</p>
椋木孝光推進委員	<p>〇〇は〇〇ですか。</p>
田中綾委員	<p>〇〇のようなものです。</p>
会長	<p>捕捉なんですけど、先ほど説明があったように、譲受人は〇〇しております。その手前に受付やトイレ等の事務所建物を整備する予定です。経営意欲はありましたので、〇〇年の使用貸借の契約ではありますが、引き続き延長されるのではないかと感じました。周辺に迷惑をかけないように経営を心掛けるようでした。</p>
椋木孝光推進委員	<p>わかりました。</p>

会長	他にありませんか。
佐原晃子委員	〇〇の住宅を建てる案件ですが、譲受人がどれも違うようなんですが、どうしてなのでしょう。
又賀保委員	〇〇が建てる場合、大体譲受人は〇〇が譲り受けるようになっています。なので譲受人は違うんですが、〇〇が建てるということです。
佐原晃子委員	わかりました。
会長	他にありませんか。  それでは無いようですので、先に採決いたしました 8 番を除いた他の 9 件について採決いたします。「議第 39 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。  (はい、の声)  それでは許可といたします。次に「議第 40 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。
事務局	整理番号 1 番 申請地は、東町の 1 筆 297 m <sup>2</sup> です。申請地は農地法施行以前の昭和 26 年頃より宅地として使用しており、現況と地目を合わせるため、非農地証明願が提出されたものです。 ご審議の程よろしくお願いたします。
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
大畑美里委員	2 番の大畑です。現地確認は 2 月 11 日に又賀委員と 2 名で行ないました。申請地は〇〇から入った所のつきあたりになります。農地法施行以前の昭和 26 年より宅地として利用されています。非農地で問題ないと思います。
会長	地元推進委員何かありますか。
増野六彦推進委員	ありません。
会長	本日は 1 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。  それでは無いようですので採決いたします。「議第 40 号 農地でないこと

	<p>の確認について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 41 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の利用集積計画は、利用権設定の新規が 11 件、再設定が 8 件の合計 19 件ございます。それでは、利用権設定の新規について説明いたします。</p>
	<p>整理番号 1 番</p> <p>申請地は、高津町の畑 1 筆 378 m<sup>2</sup>です。3 年 1 ヶ月間の賃借権設定です。</p>
会長	<p>地元推進委員より説明をお願いします。</p>
澁谷記幸推進委員	<p>高津地区の澁谷です。現地確認は 2 月 13 日に須藤委員と行ないました。現地は〇〇の手前の〇〇です。借受人がしまね農業振興公社を通して借り受けるそうです。問題はありません。</p>
会長	<p>2 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 2 番</p> <p>申請地は、山折町の田 2 筆 合計 1,898 m<sup>2</sup>です。5 年間の賃借権設定です。</p>
会長	<p>地元推進委員より説明をお願いします。</p>
山根健治推進委員	<p>山折町の山根です。これは今まで借受人が借り受けて耕作をしていましたが、この度正式に利用権設定を行なうということです。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>5 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 5 番</p> <p>申請地は、横田町の畑 1 筆 180 m<sup>2</sup>です。3 年 1 ヶ月間の賃借権設定です。</p>
会長	<p>地元推進委員より説明をお願いします。</p>
領家耕一推進委員	<p>豊田地区の領家です。今まで貸付人がハウスで〇〇など耕作をしていましたが、高齢により耕作が困難だということで、借受人が借り受けて耕作するということです。問題はありません。</p>



会長	7 番をお願いします。
事務局	整理番号 7 番 申請地は、黒周町の田 5 筆 合計 7,107 m <sup>2</sup> です。4 年 10 ヶ月間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員が欠席のため、農業委員より説明をお願いします。
谷本大輔委員	11 番の谷本です。豊田推進委員に代わって説明します。2 月 20 日に現地確認を豊田推進委員と行っています。貸付人は〇〇に在住であり、この度、農地中間管理事業を活用するということで問題はないと思います。
会長	9 番をお願いします。
事務局	整理番号 9 番 申請地は、柏原町の田 2 筆 合計 1,716 m <sup>2</sup> です。4 年 10 ヶ月間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員が欠席のため、農業委員より説明をお願いします。
谷本大輔委員	11 番の谷本です。2 月 20 日に現地確認を豊田推進委員と行っています。貸付人は高齢であり、農地中間管理事業を活用しての利用権設定です。問題はないと思います。
会長	10 番をお願いします。
事務局	整理番号 10 番 申請地は、市原町の畑 13 筆 合計 90,978 m <sup>2</sup> です。3 年 11 ヶ月間の賃借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
椋木孝光推進委員	中西地区推進委員の椋木です。場所は〇〇の〇〇にあります。この後報告ではありますが、解約をして借受人を変更するものです。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。
会長	13 番から 15 番をお願いします。
事務局	整理番号 13 番から 15 番につきましては、借り人が同じですので一括します。 申請地は、美都町仙道の田 3 筆 合計 5,194 m <sup>2</sup> です。10 年 1 ヶ月及び 3 年

	1ヶ月間の解除条件付き使用貸借権及び解除条件付き賃借権設定です。
会長	地元推進委員が欠席のため、農業委員より説明をお願いします。
田中綾委員	7番の田中です。借受人ですが、〇〇が借り受けて耕作をしていたものを、契約の満期に伴い新たに借り受けて耕作をするということです。今までも耕作をされていたので、問題はないと思います。
会長	17番をお願いします。
事務局	整理番号 17 番 申請地は、美都町宇津川の田 1 筆 2,137 m <sup>2</sup> です。5年間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
河野正憲推進委員	美都地区の河野です。この件は、貸付人が高齢ということで耕作が出来ないということから、隣地を耕作している借受人に耕作をしてもらうということです。問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。
会長	18番をお願いします。
事務局	整理番号 18 番 申請地は、匹見町紙祖の田 2 筆 合計 756 m <sup>2</sup> です。5年1ヶ月間の賃借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
渡邊豊孝推進委員	匹見地区の渡邊です。借受人がハウスを借り受け、〇〇を作るということです。問題はないと思います。
会長	本日は再設定を含め 19 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。
谷本大輔委員	11 番の谷本です。参考までにお聞きしたいんですが、1 番の登記簿が山林なんですけど、もともと山林のものを賃借料を払ってするものなんですか。
澁谷推進委員	現地にはハウスがあり、今は〇〇などをつくられています。
谷本大輔委員	ハウスがあるということなら納得しました。

事務局	<p>捕捉になりますが、登記簿が山林になっていますが、山林を切り開かれて畑となっている部分があります。一筆は〇〇㎡と大きい面積ですが、今回借り受けられる部分はその中のハウスが建っている一部となります。賃借料についてはしまね農業振興公社を通しての契約ですので、手続き上支払いをまとめて一本化している関係でこの賃借料となっています。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p>
北條義洋委員	<p>5番の横田町の件もなんですが、ハウス1棟借りるのに賃借料が高くなっていますが、何か理由がありますか。</p>
事務局	<p>こちらについては実際にはハウス1棟で〇〇円の契約ですが、議案の賃借料については10a当たりで記載をしているため、高くなっています。</p>
北條義洋委員	<p>記載について10aの他に実際の金額を出すなどの方法はないでしょうか。</p>
事務局	<p>記載の方法については備考欄に実際の金額を記載するなど考えてみます。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p>
佐原晃子委員	<p>13番から15番までの借受人の契約について解除条件付となっていますが、〇〇の時も解除条件付がついていますが、これはどういった時になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>解除条件付となる場合ですが、農地所有適格法人であるか、そうでないかによって分けられています。農地所有適格法人は、法人の主たる事業が農業とその農業に関連する事業である法人のことです。</p>
佐原晃子委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第41号 農用地利用集積計画の決定について」は原案通り許可としてもよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第43号 農地等権利移動制限特例区域設定の解除について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>益田市農地等権利移動制限特例区域設定申出制度により、令和元年度に特</p>

	<p>例区域として設定しました 3 筆につきまして、所有権移転登記が完了しており、特例区域の設定を要しなくなるため、特例区域の設定を解除するものです。</p> <p>なお、特例区域の設定解除により、当該農地につきましては、従来どおり該当地区の下限面積が適用されることとなります。</p> <p>整理番号 1 番 土地の所在は、匹見町紙祖の畑 2 筆 合計 1,027 m<sup>2</sup>です。 空き家に付属した農地として、特例区域の設定を令和元年 12 月に行なったものです。 ご審議のほどよろしく願います。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
宮川有衣委員	<p>15 番の宮川です。前回の農地パトロール時に匹見地区の委員全員で確認をしました。きちんと自己保全管理されており、問題ないと思います。</p>
会長	<p>2 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 2 番 土地の所在は、遠田町の田 1 筆 197 m<sup>2</sup>です。 耕作条件不利農地として、特例区域の設定を令和 2 年 1 月に行なったものです。 ご審議のほどよろしく願います。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
吉村太委員	<p>4 番の吉村です。2 月 11 日に澤江推進委員と現地確認をしました。きれいに管理されており、問題ないと思います。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
澤江浩一推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>本日は 2 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。</p>
大庭清職務代理	<p>1 番ですが、耕作ではなく保全管理といった状態なんですか。それとも耕作できる状態なんでしょうか。</p>
宮川有衣委員	<p>草刈り等されて、草は生えていない自己保全といった状態です。</p>

<p>会長</p>	<p>〇〇等植えられるといった話でして、荒れている状態ではありません。農地パトロールの際には〇〇は植わっていませんでしたが、しっかり草刈り等され、農地のまま保全してあり、いつでも〇〇が植えられるような状態でした。</p>
<p>大庭清職務代理 会長</p>	<p>分かりました。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 43 号 農地等権利移動制限特例区域設定の解除について」は原案通り許可としてもよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 44 号 令和 3 年度農作業受委託標準料金の設定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>(事務局長より説明)</p>
<p>会長</p>	<p>あくまでも基本料金ですので、そこは勘案しながらよろしくをお願いします。</p> <p>ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 44 号 令和 3 年度農作業受委託標準料金の設定について」は原案通り承認としてもよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは承認といたします。次に報告事項に移ります。報告の方をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第 38 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について 届出件数は、8 件です。7 件は相続者が管理され、1 件あつせんの希望があります。</p> <p>報第 39 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について 届出件数は、5 件です。</p>

解約理由は、整理番号 1 番 規模縮小のため、整理番号 2 番 中間管理事業利用のため、整理番号 3 番 借り人の変更のため、整理番号 4 番 契約内容を変更するため、整理番号 5 番 契約内容の変更のためです。

報第 40 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について  
届出件数は、1 件です。  
解約理由は、借り人の変更のためです。

報第 41 号 農地の埋立届出について  
届出件数は、1 件です。  
整理番号 1 番 土地の所在は、昭和町の 1 筆 708 m<sup>2</sup>の内 421.1 m<sup>2</sup>です。埋立後は畑として利用されます。

報第 42 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の農業用施設に供する届出について  
届出件数は、1 件です。  
整理番号 1 番 土地の所在は、馬谷町の 1 筆 842 m<sup>2</sup>です。このうち、30 m<sup>2</sup>を農業用道路として整備するものです。

報第 43 号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に伴う農地転用について  
届出件数は、3 件です。  
整理番号 1 番 土地の所在は、匹見町匹見の 1 筆 247 m<sup>2</sup>のうち 2.25 m<sup>2</sup>です。  
整理番号 2 番 土地の所在は、匹見町匹見の 1 筆 997 m<sup>2</sup>のうち 2.25 m<sup>2</sup>です。設置のため、99.45 m<sup>2</sup>の一時転用を伴います。  
整理番号 3 番 土地の所在は、久城町の 1 筆 246 m<sup>2</sup>のうち 2.25 m<sup>2</sup>です。設置のため、158.97 m<sup>2</sup>の一時転用を伴います。

報第 44 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について  
所在地は、小浜町の 2 筆 218 m<sup>2</sup>でございます。  
今回の非農地判断を行った農地は、所有者より申し出があり、航空写真及び公図等を確認した結果 B 分類として確認したものです。  
対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。  
報告は以上でございます。

会長

ただいま事務局の方から報告がありましたが何かご意見、ご質問などございませんか。

それでは無いようですので第 8 回総会を終わりたいと思います。どうもあ

ありがとうございました。